



第10期における保険料の算定について

R8.8.13

第2回 柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専門分科資料

1.審議の進め方



- ・ 第10期介護保険料の設定に向け、 8月から2月までの会議で検討
- ・ 今回は、算定の仕組みや現行の保険料体系等、今後の審議のための基本事項を共有するもの

▶ 現在地
8月

保険料の算定について

保険料算定の仕組み／柏市の第9期保険料の構造 等

10月

保険料の検討（1）

認定者数と給付費の推計／ 所得段階と負担割合／基準額 等

11月

保険料の検討（2）

10月の審議を踏まえた設定案の整理・方向性確認

2月

保険料の設定について

パブリックコメントの意見を踏まえ、最終的な内容の確認

2.保険料算定に関する検討事項



- ・ 保険料の設定に際しては，認定者数・給付費・所得段階・負担割合・基金活用額を検討
- ・ 検討結果を踏まえ，保険料案を作成

認定者数の見込み

- ・ 自然体推計を出発点に整理
- ・ 本市の人口動態・認定率を反映

給付費の見込み

- ・ 認定者数，利用量を踏まえ推計
- ・ サービス種別・報酬改定等を確認

所得段階・負担割合

- ・ 所得構成や国基準を踏まえ検討
- ・ 各段階の負担感・公平性を確認

基金の活用額

- ・ 第10期の負担上昇への対応
- ・ 第11期以降への備えとのバランス

3.介護保険制度の概要



- ・ 介護保険は、支援の必要な高齢者を社会全体で支える制度
- ・ 保険料は、給付に関する財源の一部

制度の理念・目的

- | | | | | |
|---------|---------------|-----------|------------------|--------|
| 1.尊厳の保持 | 2.自立した日常生活の支援 | 3.国民の共同連帯 | 4.要介護状態等の軽減・悪化防止 | 5.介護予防 |
|---------|---------------|-----------|------------------|--------|

市町村（保険者）の役割

介護保険事業の運営

要介護・要支援認定

保険給付、介護予防・重度化防止の取組み

第1号被保険者の保険料の算定

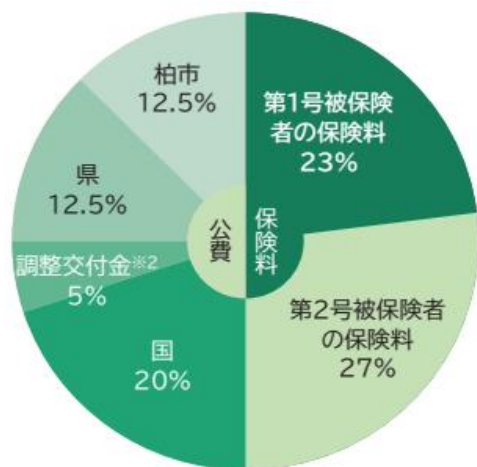
出典：介護保険法第1条，第2条

4.介護保険事業の財務構造と保険料負担について

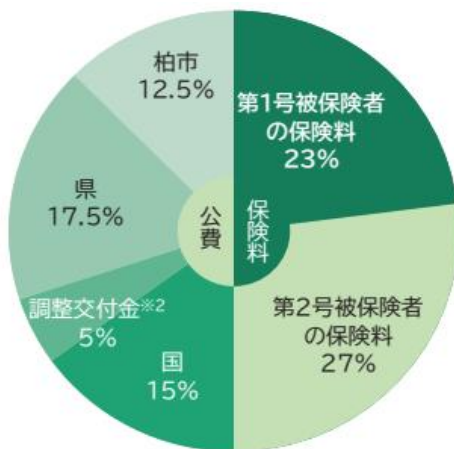


- ・ 保険者は、介護保険法の規定により、次の4つの給付・事業を実施
- ・ 給付費と事業費は、「保険料」＋「公費」の構成で負担

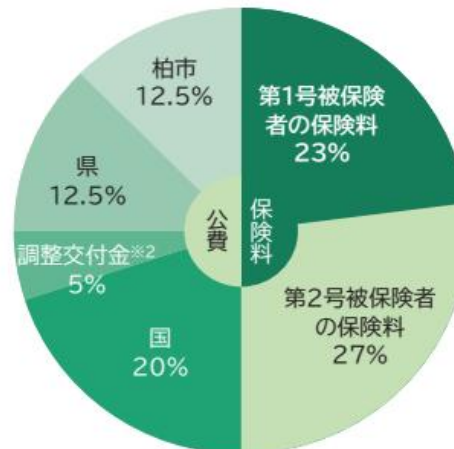
A 居宅給付



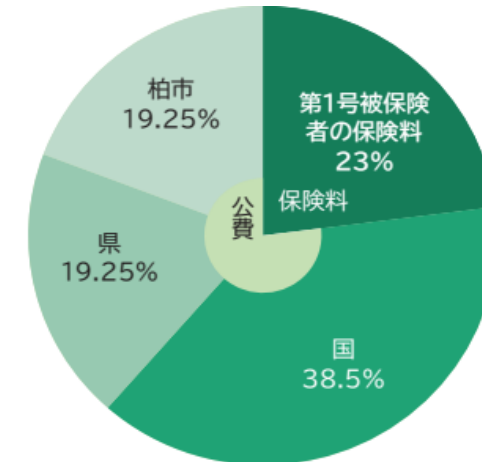
B 施設等給付



C 介護予防・日常生活支援総合事業



D 包括的支援事業・任意事業



- 
- ・ 給付費や事業費が増えると、必要となる保険料も増える仕組み
 - ・ 柏市は調整交付金の交付率が概ね2%程度のため、不足分は第1号保険料で賄う
- ⇒ 柏市における第1号保険料負担率は、**概ね26%**

5.介護保険料の決まり方



- ・各被保険者が負担する介護保険料は、①保険料基準額、②所得段階、③負担割合で計算
- ・これらの項目を、3年ごとに見直す

保険料基準額

⇒各被保険者の保険料を計算する出発点となる金額

所得段階

⇒前年の所得や本人・世帯の課税状況に応じた区分

負担割合

⇒所得段階ごとの保険料基準額に対する割合

3年ごとの見直し

(1) 保険料基準額

⇒ 認定者数・給付費等の見込み、基金活用額、
収納率等を踏まえて設定

(2) 所得段階

⇒ 被保険者の所得状況の推移を踏まえ、段階数や
段階を区分する金額を設定

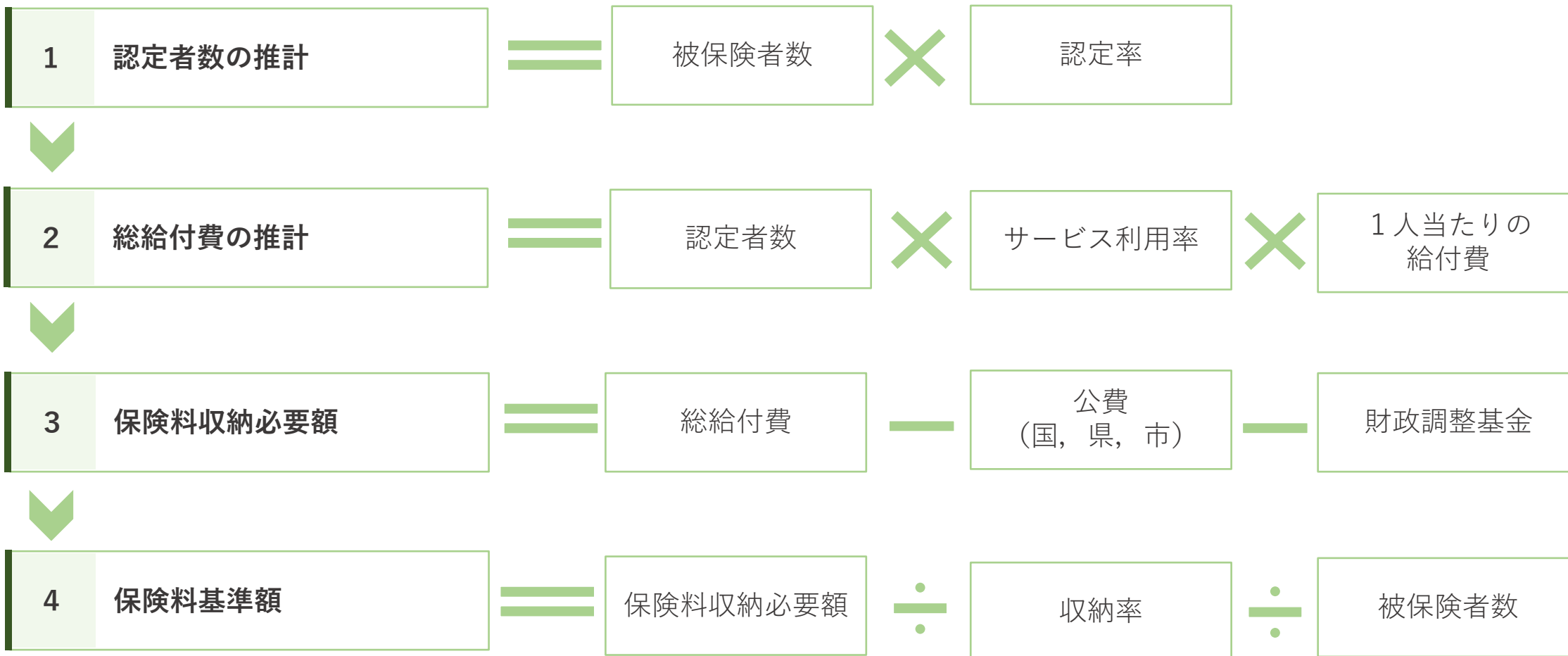
(3) 負担割合

⇒ 国の基準や被保険者の負担感を踏まえ、各段階
の負担割合を設定

6.保険料基準額 算定の流れ（イメージ）



- ・ 認定者数，サービス利用量・給付費等の見込みを基礎として，必要となる保険料の総額を算定
- ・ 保険料の総額を，被保険者1人当たりの平均として「保険料基準額」を算出



出典：介護保険法施行令第38条第2項，第3項

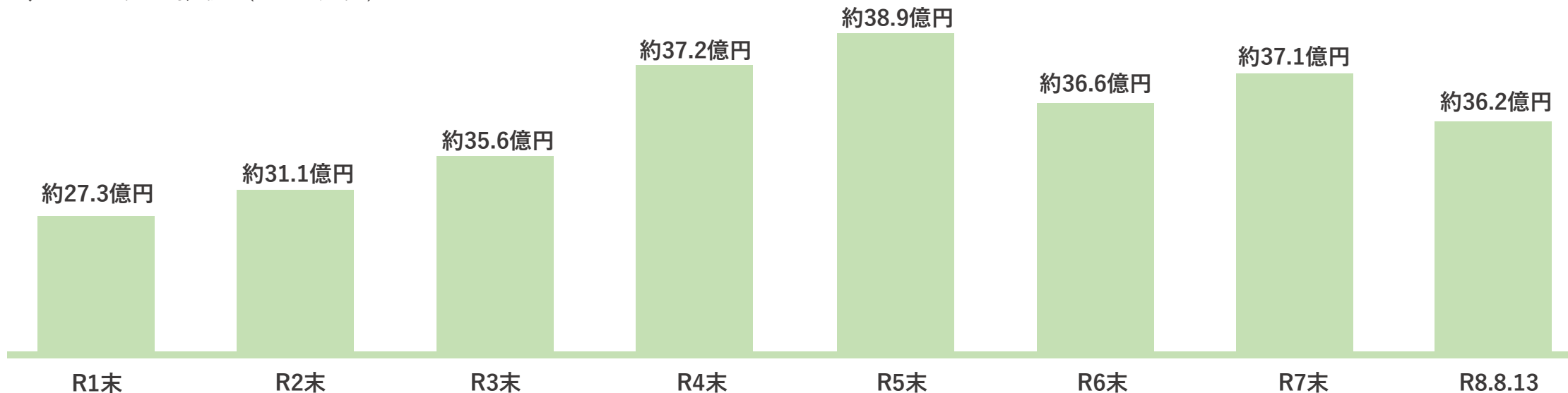
7.財政調整基金について



- ・ 保険料の剰余分を積み立て、財源不足の解消や保険料の急激な増額を抑えるもの
- ・ 基金の活用については、第10期だけでなく第11期以降も含めた検討が必要



◇基金残高の推移（R1～現在）



8. 柏市の第9期介護保険料体系

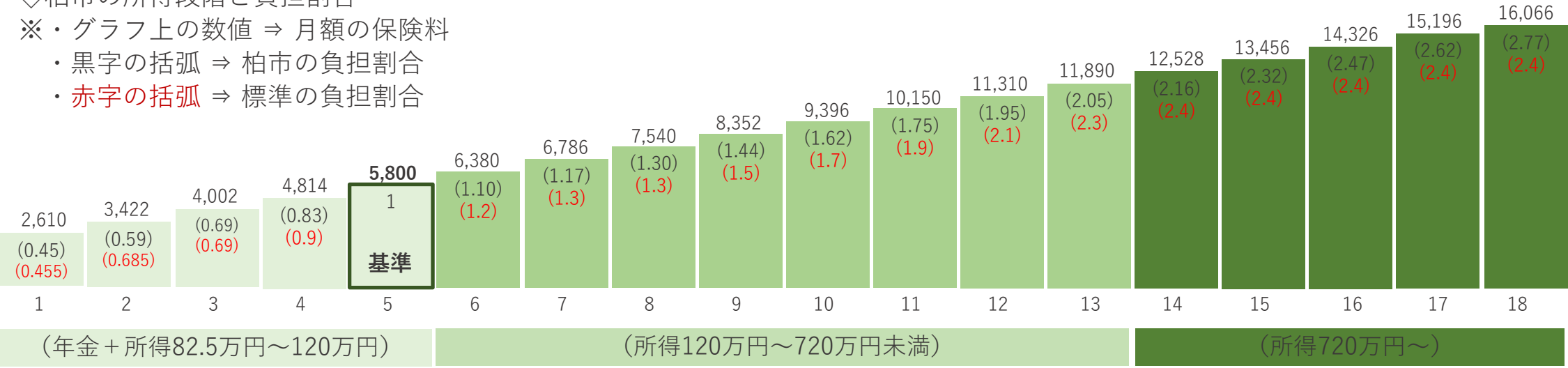


- ・ 18の所得段階設定（国が示す標準は、13段階）⇒ **中間層から高所得層を細分化**
- ・ 低所得層だけでなく、 **中間層の負担割合も低い設定**

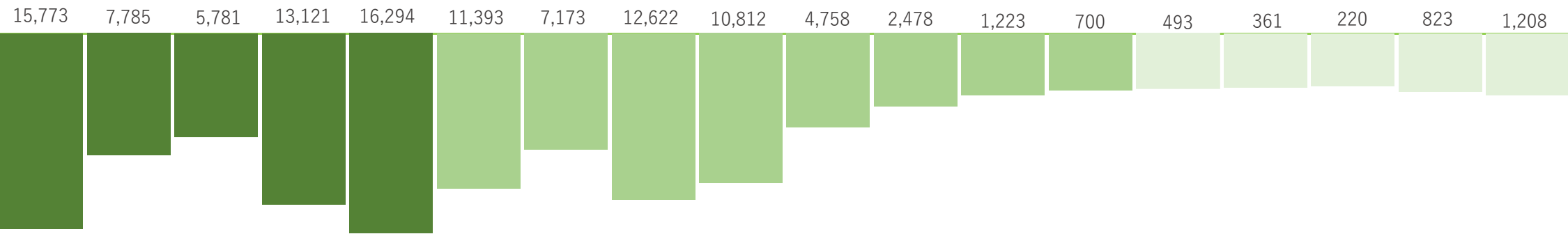
◇ 柏市の所得段階と負担割合

※ ・ グラフ上の数値 ⇒ 月額保険料

- ・ 黒字の括弧 ⇒ 柏市の負担割合
- ・ 赤字の括弧 ⇒ 標準の負担割合



◇ 被保険者数 (R8.6.23時点)



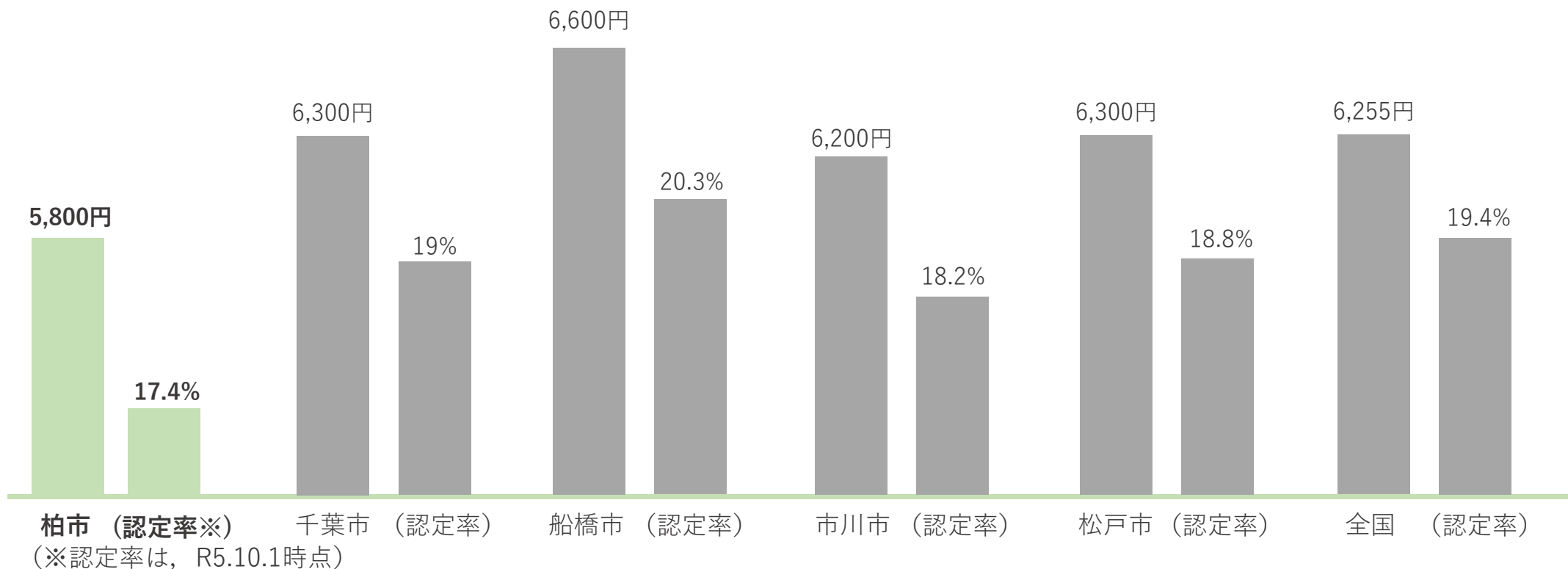
出典：第9期柏市高齢者いきいきプラン 2 1

9.近隣市等との保険料基準額の比較（参考）



- ・ 県内他市や全国と比較し、基準額・認定率ともに低い傾向にある
- ・ 比較的軽度な状態での認定取得者が多いことも、基準額が低い要因の一つとして考えられる

第9期保険料基準額（月額）



出典：介護保険事業年報・月報

10. 柏市の事業規模と給付費等の推移（R5～R7）



- ・ 認定者数及び認定率が増加しているため、被保険者1人当たりの給付費等も増加している
- ・ この傾向は全国的なものであるとともに、今後も続くことが想定される

R5	収入： 295億 円	給付費等： 297億 円	被保険者数：112,344人	被保険者1人当たりの給 付費等 ⇒ 264,366 円
	第1号保険料：71億円 第2号保険料：78億円 公費等：146億円	保険給付：281億円 地域支援事業：16億円	認定者数：19,748人 認定率： 17.5%	

R6	収入： 313億 円	給付費等： 313億 円	被保険者数：113,000人	被保険者1人当たりの給 付費等 ⇒ 276,991 円
	第1号保険料：79億円 第2号保険料：82億円 公費等：152億円	保険給付：296億円 地域支援事業：17億円	認定者数：20,625人 認定率： 18.25%	

R7	収入： 327億 円	給付費等： 328億 円	被保険者数：113,321人	被保険者1人当たりの給 付費等 ⇒ 289,443 円
	第1号保険料：80億円 第2号保険料：87億円 公費等：160億円	保険給付：310億円 地域支援事業：18億円	認定者数：21,583人 認定率： 19%	

出典：介護保険事業年報（R5），月報（R6,R7）